

野田市一般職の職員の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第12号

野田市一般職の職員の給与支給規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の給与支給規則（昭和26年野田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。